

## マイクロバス利用承諾書について

この度、「山口県由宇青少年自然の家」所有のマイクロバスでの送迎を希望される場合、代表者の承諾書を提出していただくこととしました。

つきましては、下記の事項をご確認のうえ、下の「承諾書」に必要事項をご記入の上、申請書と一緒にご提出をお願いいたします。

### 記

#### マイクロバス利用に際しての確認事項

- 1 利用団体の代表者又は引率者等の1名以上が必ず乗車すること。
- 2 入所、退所時等のマイクロバス走行中に事故が生じた場合の賠償責任は、車両が加入している自動車保険の契約内補償をもつての対処とする。
- 3 マイクロバス運転手は、交通法規を遵守し交通安全に十分留意するが、万一、事故が生じた場合、山口県ひとづくり財団・山口県由宇青少年自然の家・車両運転手等に一切の責任を問わない。
- 4 利用団体の代表者が、利用者全員の承諾を代表して提出するものとする。利用者個人のマイクロバス利用承諾については、利用団体代表者に一任する。

----- 切り取って提出してください。 -----

### マイクロバス利用承諾書

山口県由宇青少年自然の家所長 様

上記の内容を確認した上で、マイクロバス利用を承諾します。

令和 年 月 日

団体名	
乗車人数 (最大26人)	
代表者名	

※この承諾書提出によって、利用者全員の承諾を得たこととします。

(承諾書がない場合は、当施設所有のマイクロバスは利用できません。)